

平成20年9月宮崎県定例県議会

# 環境・新エネルギー対策特別委員会会議録

平成20年10月2日

場 所 第3委員会室

平成20年10月2日（木曜日）

---

午前10時6分開会

---

会議に付した案件

○概要説明

県土整備部

1. 建設リサイクル法の取り組みについて

県民政策部

1. 住宅用太陽光発電設備の設置に対する  
支援について

○協議事項

1. 県外調査について

2. その他

---

出席委員（14人）

委員	長	西村	賢
副委員	長	河野	哲也
委員		徳重	忠夫
委員		井本	英雄
委員		蓬原	正三
委員		黒木	覚市
委員		押川	修一郎
委員		外山	衛
委員		宮原	義久
委員		黒木	正一
委員		鳥飼	謙二
委員		冨師	博規
委員		権藤	梅義
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長 山田 康夫

県土整備部次長  
(総括) 濱 砂 公一

県土整備部次長  
(道路・河川・港湾) 岡田 義美

県土整備部次長  
(都市計画・建築) 児玉 宏紀

部参事兼管理課長 持原 道雄

技術企画課長 岡田 健了

県民政策部

県民政策部長 丸山 文民

県民政策部次長  
(政策担当) 渡邊 亮一

部参事兼  
総合政策課長 土持 正弘

---

事務局職員出席者

政策調査課主事 近田 暁洋

議事課主査 隈元 淳二

---

○西村委員長 ただいまから環境・新エネルギー対策特別委員会を開会いたします。

最初に、前回の委員会で資料要求のありました、本店が県外にある産業廃棄物処分業者につきまして、環境森林部から資料の提出がありましたので、お手元に配付してございます。後ほどごらんいただき、確認をお願いいたします。

まず、本日の委員会の日程でありますがお手元に配付の日程案をごらんください。

本日は、まず、県土整備部より、建設リサイクルへの取り組みについて、県民政策部より、他県における太陽光発電設備設置に対する支援状況について、概要説明をいただいた後に、県外調査の計画等について御協議いただきたいと思いますと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

---

午前10時8分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部にお越しいただきました。当委員会へは初めて御出席いただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

本特別委員会の委員長の西村でございます。この特別委員会では、14名が選任されまして調査活動をしております。本日、県土整備部の皆様方には、当委員会の調査の一環として説明をいただきますが、今後も課題解決のために御協力をよろしくお願いいたします。

なお、委員会の委員につきましては、既に配付いたしております委員会名簿のとおりでありますので、省略させていただきます。また、執行部の紹介につきましても、省略させていただいて結構です。

それでは、概要のほうをよろしくお願いいたします。

○山田県土整備部長 県土整備部長の山田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

県土整備部が所管しております業務は、安全で快適な暮らしの実現や、地域の自立ある発展を図るため、社会資本の整備を推進することです。私どもといたしましては、県勢発展の基礎となる県土づくりに、着実にスピード感を持って取り組んでいく所存でございますので、委員の皆様におかれましては、今後とも御

指導、御支援のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は、建設リサイクル法の取り組みについて御説明申し上げますが、建設工事で発生するコンクリートなどの建設廃棄物につきましては、全産業廃棄物の排出量の約2割を占めておりまして、生活環境の保全と国民経済の健全な発展のため、建設廃棄物の分別解体等々再資源化等を促進し、資源の有効活用と廃棄物の適正処理を図ることが課題とされております。このため、平成14年5月から建設リサイクル法が全面施行されまして、本県におきましても、建設廃棄物の再資源化等の促進へ向けた指針を策定し、再資源化率の目標を設定するとともに、各種の取り組みを行ってきたところであります。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日出席の職員の紹介につきましては、委員会資料1ページに記載しております名簿により、かえさせていただきますと存じます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田技術企画課長 技術企画課でございます。資料の2ページをごらんください。建設リサイクル法の取り組みについて御説明申し上げます。

まず、法の背景についてでございます。建設工事により廃棄されるコンクリート塊やアスファルト塊、建設発生木材の建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量及び最終処分量の約2割を占めており、これに伴い、最終処分場が逼迫し、廃棄物の不適正処理など、廃棄物処理をめぐる問題が大変深刻になっておりました。さらに、昭和40年代の建築物が更新期を迎えまして、排出量の増大も予測されまして、その発生

抑制やリサイクルの促進が大きな課題となっております。このため、資源の有効利用を確保する観点から、これらの廃棄物について再資源化を行い、再び利用していくため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、いわゆる建設リサイクル法が平成12年5月に制定されまして、その後、施行範囲を拡大しながら、平成14年5月に全面施行されたところでございます。

次に、法の目的についてであります。特定建設資材——特定建設資材とは、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の3品目を指しております。その分別解体と再資源化などを促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者について登録制度を実施するなど、資源の有効活用の確保と廃棄物の適正処理を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としたものであります。

次に、法の主な内容についてであります。3点ございます。1点目は、建築物や工作物の解体工事や建設工事を行う場合、分別解体と再資源化などが義務づけられたこと。2点目は、発注者による都道府県知事への工事の届け出が必要になったこと。3点目は、解体工事業者は都道府県知事への登録が義務づけになったことで、現在、本県では57社が登録されております。

それでは、3ページをごらんください。下段のほうですが、建物解体における建設リサイクルのイメージ図を示しております。この図の左側にありますように、建設リサイクル法施行以前は、分別解体せずに、漫画絵のとおり、一気に壊してしまうミンチ解体を行ってまいりましたが、現在では、建設リサイクル法の施行によ

り、分別とリサイクルが義務づけられております。分別されたコンクリート、アスファルト、木材については、建設工事現場などにおいてもリサイクル材として利用されております。例を挙げますと、コンクリートやアスファルトは再生骨材として道路の路盤材に利用しております。さらに、アスファルトは再生アスファルトとしても舗装に再利用しております。また、木材についてはチップ化したしまして、家畜の敷料とか工場の燃料などにも利用しております。県内で工場の燃料としての大口利用者は、日南の王子製紙が最大の利用者でございます。

続いて、4ページ、これは建設リサイクル法の内容を説明したリーフレットのコピーでございますが、まず、一番上にありますように、建物の解体や建設工事を行うときは、分別とリサイクルが義務づけられているということをお知らせし、ポイントとして3点説明しています。まず、1点目は、建設工事の受注者は、一定規模以上の工事について分別解体や再資源化などが義務づけられているということ。2点目は、床面積が一定規模以上の住宅を解体するときなど、事前に工事の届け出が必要であるということ。3点目は、分別解体や再資源化などが義務づけられているのは、コンクリート、アスファルト、木材であるということでありまして。

ページをめくっていただきたいと思っております。5ページです。上の表は、建設リサイクル法に基づく届け出が必要になる工事の種類と基準を示しております。建築物の解体の場合は、延べ床面積が80平方メートル以上、約24坪以上の建物が該当いたします。それと、建築物の新築・増築の場合は、延べ床面積が500平方メートル以上で届け出が必要になっております。また、建築物の修繕・模様替え（リフォーム）の場合は

請負代金が1億円以上、その他工作物に関する工事の場合は請負代金が500万円以上で届け出が必要になっております。ちなみに平成19年度の届け出等の状況につきましては、民間工事が1,813件、国・県・市町村の公共工事が1,763件の、合計3,576件となっております。

下の表は、対象建設工事を行う際の受付期間を掲載しております。建設リサイクル法では、工事着工の7日前までに都道府県知事等へ届け出させていただくことになっております。受付機関は、基本的には、各市町村を管下しております土木事務所等としていますが、宮崎市、都城市、延岡市、日向市は、既に特定行政庁となっておりますので、この4市につきましては、市役所に届け出させていただくことになります。

それでは、申しわけありませんが、2ページにもう一度お戻りください。2の特定建設資材廃棄物の目標資源化等率について御説明いたします。

本県では、平成14年4月に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を策定しております。この中で、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材について、平成22年度の再資源化等率を95%に設定し、目標達成に向け取り組んでいるところであります。再資源化等の状況については下の表をごらんください。これは国の実態調査の結果でありまして、本県における再資源化等率を示しております。ごらんとおり、平成17年度を見ますと、コンクリート塊が99.4%、アスファルト塊は99.7%と高い水準にありますが、建設発生木材については91.8%といまだ目標に達していない状況にあります。このあたりがポイントになるかと思いません。

次に、3ページをごらんください。平成20年度の取り組みについてでございます。本年度から平成22年度までの予定で、(1)の建設リサイクル推進事業に取り組んでいるところであります。主な内容として3点ございます。1点目は、先ほど御説明いたしました建設リサイクルPR用リーフレットを作成し、土木事務所や市町村など、発注機関や建設業者等へ配付しております。2点目は、建設リサイクル情報提供システムを運用し、県内の再資源化施設の位置情報、取り扱い品目などの情報をホームページで提供しております。本県の再資源化施設の状況といたしましては、コンクリート塊の再資源化施設が82カ所、アスファルト塊が83カ所、建設発生木材が64カ所となっております。3点目は、新技術活用促進システムを運用し、PRE緑化工法など、新たに開発された新技術をホームページで紹介しており、現在208件の新技術を掲載しております。リサイクルに関連する新技術が22件ございまして、このうち木材に関する新技術を10件掲載しております。

そのほか、建設リサイクルの取り組みといたしまして、(2)の建設リサイクル法に係る県内一斉パトロールを実施しております。これは県内一斉に5月と10月の年2回、届け出の有無や、分別解体、再資源化などが適正に行われているか、現地で確認するものであります。

最後に、今後の取り組みについてでございます。さきに申し上げましたように、コンクリート塊、アスファルト塊については、現在、既に再資源化等率の目標を達成しておりますので、今後ともこの高い水準を維持してまいりたいと考えております。建設発生木材については、平成22年度の再資源化等率の目標95%の達成に向け、建設工事における分別解体及び再資源化な

ど、さらなる徹底を図っていくことにしております。また、民間工事におきましても建設リサイクルを促進するため、情報提供や啓発活動に今後とも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら、お願いいたします。

○鳥飼委員 まず、登録制度の実施ということですが、この登録制度自体は、届け出だけでオーケーですよということなのか、施設設備の内容のチェックといたしますか、そういう検査なり、県側のチェックが入るのか、そこをお尋ねします。

○持原管理課長 制度的には、許可等と同様の登録でございまして、届け出ということではございません。あくまでも登録ということでございます。許可に準じたような制度でございまして、一定の技術者等を要件としているところでございます。

○鳥飼委員 気になるのは、個室ビデオで火災が起きたんですけれども、届け出で済むということで、チェックが入っていないということであらうことになったということもあります。そこら辺が懸念をされましたので、お尋ねをいたしました。

それと、先ほどちょっとわからなかったんですけれど、3ページの3のリサイクルの取り組みのところ、リサイクルの業者だと思っておりますけれども、コンクリート82社、アスファルトが何社、木材が64社と言われたと思うんですが、これをもう一回説明いただけますか。

○岡田技術企画課長 再資源化施設についてでございますが、現在、コンクリート塊を扱っている施設が82施設、アスファルト塊が83施設、

建設発生木材を扱っている中間処理場が64施設でございます。

○鳥飼委員 これは壊した後の資源化、リサイクルをするということでしょうけれども、車があるから県内ということですが、参考までにお聞きしますけど、分布としては、県北、県央、県南、県西という形であるのでしょうか。

○岡田技術企画課長 施設は、県南、県央、県北、また西臼杵も含めまして、それぞれ施設が適切に分布されているという状況でございます。

○鳥飼委員 それと、分別解体をする場合は床面積が一定規模というので御説明がありました。最後のところに規模が書いてありまして、建築物は80平米（24坪）、新築・増築をする場合500平米、リフォーム等で1億円というふうになっています。1億円といたらかなり大きなものになると思うんですけれども、そこにかからない部分、これに該当しないところ、例えば、建築物解体でいけば24坪以下、リフォーム等の1億円でいけば1億円以下というところもあると思うんですけれども、これは法上は届け出の対象になっていない、リサイクルの対象になっていないということでしょうか。

○岡田技術企画課長 建設リサイクル法の趣旨が排出量削減ということでございまして、一定規模以上について義務づけているということがございます。逆に言えば、この規模以下であれば届け出は必要ないということになっております。

○鳥飼委員 そうしますと、平成22年度再資源化率95%の目標ということで今努力をさせていただいているんですけれども、24坪以下、それぞれ以下というところがあるかと思うんです。

その部分も含めた形での95%ということではなくて、この規制の対象になっているところの95%ということになるのでしょうか。

○岡田技術企画課長 95%の目標は、あくまで届け出に対しての再資源化率ということでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、建設廃棄物の処理計画という冊子が5年置きか何かでつくられると思うんですけれども、その中では、この部分についてはリサイクルの対象に一切ないから、そこは全く規制が及ばないというか、リサイクルの対象にならないということになるだろうと思うんですけれども、その問題点というのはないのでしょうか。

○岡田技術企画課長 廃棄物全体の再生利用率を、たしかこの計画では38%としていたと思いますが、私どもの建設リサイクル法に基づく95%がベースになっておりまして、全体でとらえて38%という数字が出ているんだと思います。

○鳥飼委員 そうではなくて、例えば、建設廃材が1億立米なりそういう重さとして、届け出対象は半分の5,000だとしますね。5,000の中の95%をリサイクルの対象ということは、残りの5,000、全く対象にならない5,000というところは、リサイクルの網がかからないので効果がないんじゃないんですかという質問です。トータルとして建設廃材がどれだけ出ているのかというのがないと、それは言えないと思うんですけれども、そこら辺の問題はないのかということです。

○岡田技術企画課長 あくまで届け出を受けているものが一定規模以上ということなので、私ども全体の数値は把握しておりません。

○鳥飼委員 要望しておきますけど、トータルがあって、そのうちの一定規模以上のものにつ

いての規制がリサイクルの対象になると。そうすると、やはりトータルを把握しないと、トータルとしての廃材とかいろんなものが出てくるわけですから、そこは今後の検討課題にさせていただいたほうがいいんじゃないかと思います。これは要望に変えておきたいと思います。

○西村委員長 ほかにございませんか。

○蓬原委員 もっともな御意見だと思うんです。80平米以下のものについては義務づけはないということですね。廃棄物を減らすという趣旨からいけば、逆に言うとなぜ80平米なのか、なぜ80という数字が出てくるのか。これは根拠は何なんですか。これはここでつくったわけじゃないですね。国でつくったんでしょうけど、なぜ80平米かと。例えば、なぜ500平米か、なぜ1億円か、なぜ500万かというこの根拠は何なんですか。

○岡田技術企画課長 根拠と言われて答えられないんですが、先ほども申しましたように、最終処分場が逼迫している状況にある中、建設現場からあるいは解体現場から発生する廃棄物を抑えようという方針でございまして、その規模を定めたというのは、規模によって排出量が大きくなること、また、小さいものについては個人の解体工事であるということで、そのようなものをどこかで線を引くということでこのようになったのだと思います。

○蓬原委員 ですから、その線引きですね、建物でいえば、町民税、市民税、10平米以上とか、建築基準法でいうところの基準とかありますね。その線引きが、例えば建築基準法でいうところの課税の対象となる建築物を対象にするとか、そちらの法律との関係とか。法の趣旨は産業廃棄物を減らそうと。わかるんですよ。だけど、もっと高いところに置いてあると、今、

鳥飼委員も疑問を呈されましたように、この基準にかからないものがいっぱい出てくるわけで、廃棄物の減少、減量化という趣旨からいけば、もうちょっとシビアにやってもいいんじゃないのということ。ですから、私の疑問は、この数字の根拠は何なんだという質問になってきたんです。別にいいです。後日でもいいですから、お調べください。

○井本委員 多分に排出量を減らすということが主たる目的でしょう。リサイクルが目的じゃないと思うんです。リサイクルじゃなくて排出量を減らすんだと。国土が小さいがゆえにああいうものをたくさんつくれんということで、早く埋まってしまうと困るから、できるだけ…。しかし、本当は、ばんとぶち壊してばんとやったほうが費用対効果としては一番費用がかからんわけですね。余り小さくなり過ぎると費用対効果がかかり過ぎるんじゃないかと。その辺である程度一定規模の大きさにしているんじゃないかと。これは私の推量なんです。本来的に言えば、ばんとぶち壊して、捨てるところがあればばんと捨てるのが、費用対効果としては一番かからんけど、捨てるところが少ないということでこういうものができた。恐らくこれは日本独特の法律じゃないのか。国土が広いところではこんなことは考えられないようなことじゃないかと私は思っているんです。実際にどうなんですか、ほかの国でこんなことをやっているところはあるんですか。

○岡田技術企画課長 申しわけありません。ほかの国のことは把握しておりません。

○山田県土整備部長 この法の趣旨についていろいろ御質問が出ましたので、国のほうにもお尋ねしてみたいと思っております。よろしくお願ひします。

○西村委員長 ほかにはございませんか。

○井本委員 実際のことを言って、これができたがために、安定型の処分場でしょうけど、やっぱり埋まるのが随分遅くなったということになっていきますか。例えば建設のときには廃土なんかも出るでしょうね。あんなのはどうするんですか。

○岡田技術企画課長 建設に関する土砂に関しては、国・県・市町村で発生する土砂については建設工事の中で再利用する。ちなみに平成19年度建設発生土は93万立米発生しておりまして、うち56万立米は土木工事の中で再利用しております。残りについては捨て土ということになっております。

○西村委員長 もう一つ井本委員の質問で、前段に出た、安定型処分場のごみは減ったのかという部分はいかがですか。

○岡田技術企画課長 申しわけありません。そのところは把握しておりませんので、また後ほど報告したいと思ひます。

○徳重委員 リサイクルを必要とするという規模ですね、規模が小さい工事はちゃんと処理場に持ち込まれているのか。小さい工事の場合、不法投棄が昔は非常に多かったんですね。今は住民からの苦情といったものは出てきていないものか、それを教えてください。リサイクル法が施行されてからその後において、建築、あるいはコンクリート、アスファルト、それらのものが不法投棄されたという報告はされていないものか、お聞きしたいと思ひます。

○岡田技術企画課長 まず、公共工事に関しては、必ずリサイクルということで、マニフェストが受注者側から上がってきますので、これは完全に捕捉しているつもりでございます。今御質問にありました民間については、申しわけあ

りませんが、不法投棄があったという情報があれば適切に対応しているものと思われませんが、報告があったかどうか……、県内のデータはございませんが、全国のデータで申しますと、平成11年に1,049件あったものが、平成17年には558件に減少しております。以上でございます。

○徳重委員 全国で半分に減ったということですが、県内にもあり得るということですね。こういったものの監視もちゃんとしてほしいと思っております。

それと、コンクリート、アスファルト、木材の再利用をされているわけですね。コンクリート、アスファルトの再利用は品質的に何ら問題ないものですか。

○岡田技術企画課長 土木工事で使う路盤材は再生材を使用することを原則としております。品質については、建設技術センターのほうで規格試験を行っておるところでございます。路盤材としては問題ないということでございます。

○西村委員長 ほかに。

○鳥飼委員 今のやつですね、いわゆるバージョンアスファルトとかいろいろあるんですけども、そちらのほうは単価が安いということも前聞いたりしたんですけども、それは、今、岡田課長が言われたように、規制はかかっているんですね。

○岡田技術企画課長 県が発注する公共土木工事では、まず再生資源を使うということを原則にしておりまして、再生資源の供給が少ない場合に新材を使うということにしております。まず再生資材を使うということが原則でございます。

○井本委員 新しいのを使ったときのほうが安いということはよくあることなんですか。

○岡田技術企画課長 骨材の場合は、新材のほうが若干高くなっております。

○西村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、ないようですので…。

○岡田技術企画課長 先ほど井本委員の最終処分場の余裕量の変化がどうなったかというのを、全国データでございますけれども、報告したいと思います。平成11年の残余量が1億8,393万7,000立米に対しまして、平成16年で1億8,483万7,000立米でございますので、余裕量は11年に比べて16年度末では少しふえているという状況が報告されております。以上でございます。

○蓬原委員 3ページのホームページによる再処理施設の情報提供、このホームページというのは県土整備部のホームページということですか。

○岡田技術企画課長 これは財団法人建設技術推進機構のホームページに掲載しております。

○西村委員長 そのほかに何か質疑はありませんか。

○川添委員 県内一斉パトロールは5月と10月ということですが、どのような手順、頻度か、繰り返しになるかもしれませんけれども、もう一度説明をお願いします。

○岡田技術企画課長 昨年の場合、5月と10月の2回行っておりますが、5月で54件確認しております。10月のパトロールでは86件でございます。

先ほど、解体工事対象工事の一定規模ということで、私、十分に説明できなかったのですが、今資料が出てきましたので。解体80平方メートル以上としたのは、建築物の解体によって

生じる廃棄物の95%をカバーしているという記述がございます。だから、24坪以上が総数の95%に該当するということだと考えます。以上でございます。

○西村委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

---

午前10時46分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

県民政策部においでいただきました。それは、概要説明をよろしくお願ひします。

○丸山県民政策部長 おはようございます。それでは、県民政策部から、住宅用太陽光発電設備の設置に対する各県の支援状況等について説明をさせていただきます。詳細については、土持総合政策課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○土持総合政策課長 それでは、お手元の委員会資料に基づきまして御説明をいたします。

めくっていただきますと目次になっておりますが、もう一枚めくっていただきまして、ページを打っておりません、申しわけございませんが、両見開きでございます。住宅用太陽光発電設備の設置に対する支援についてでございます。ただ、国のほうに動きがございまして、国におきましては、平成17年度まででございますけれども、この住宅用太陽光発電設備の設置に対しまして補助制度を持っていたわけでございますが、やめておりました。1のところでございますけれども、来年度の概算要求の中で、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金ということで273.5億円、これは要求レベルですが、なされております。予算的には、平成17年度まで

やっておりましたときの約10倍の要求額でございます。説明書きといたしまして、そのまま概算要求の説明を転記しておりますけれども、高い普及効果が見込まれる住宅用太陽光発電システムに設備を導入する際に、当該設備設置者に対して定額の補助を実施することにより、住宅用太陽光発電システムの導入を加速化することとでございます。

この時点で、補助単価、制度の詳細については11月の中ごろということであったんですが、実は、先般、政府が補正予算を提出いたしましたけれども、その中で、この補助金が90億前倒しするような形で補正予算が計上されております。それにつきまして、詳細については不明でございますが、単価を確認いたしましたところ、補正ではキロワット当たり7万円の補助を予定しているようでございます。今の国の補正予算案でございます。

それから、2でございますが、今回、御指示のありました住宅用太陽光発電に対しまして支援を行っている都道府県の状況でございます。左側に書いておりますように、全体で12府県が何らかの支援を行っているということでございまして、3に各県の制度の概要ということでまとめております。12府県の下のほうに書いておりますけれども、直接補助をやっておりますのが滋賀県ほか5府県、市町村を補助対象といたします間接補助が山形県ほか4県、融資のスタイルをとっておりますのが4県、そして、電力証書、後ほど説明いたしますが、愛知県の1県ということでございます。ただ、各項を足していただきますと12になりませんが、愛知県が間接補助と証書とのダブルカウント、京都も直接補助と融資をダブルカウントいたしております。特徴的なものといまして、愛知県

は、市町村が補助制度を持っているところに対しては、その補助ということで、キロワット当たり5,000円、4キロワットを上限として補助しているようでございます。補助を持っていない市町村に対しては、自家消費の電力分に対して、キロワットアワー当たり20円、そこに書いておられますとおり、これを2,000キロワットアワーを上限としておられますので、4万円を上限に補助しているということのようでございます。

それから、電力量に応じた補助ということで、その下に滋賀県がございまして、これは逆に、自家消費ではなくて、電力会社に売電した余剰電力に応じて、キロワットアワー当たり1年目が10円、2年目7円、3年目5円という形での補助を行っております。その下の京都でございまして、京都の直接補助の欄でございまして、エコポイントを付与というふうに書いておられます。キロワット当たり5,000円相当のポイントということになっております。これはいわゆる地域振興券的なもの、協力企業を募ってそこで使える金券という形での補助を行っているようでございます。

全体といたしまして、直接補助、間接補助は9県ございまして、先ほど申し上げました愛知県、キロワット当たり5,000円から、福島県のキロワット当たり3万円まで、それぞれ上限はございまして、そういう支援を行っているようでございます。

説明は以上でございまして。

**○西村委員長** 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑などございましたら、お願いいたします。

**○鳥飼委員** ちょっと確認なんですけど、補正に90億と言われたんですけど、ということ

は、237億のうち90億前倒して今度の補正で上がっているということですから、来年は237から90を引いた分ということになるわけですか。

**○土持部参事兼総合政策課長** これは概算要求でございますので、これがそのまま認められるかどうかというのわかりません。考え方として、前倒ししておりますが、イコール273から90引いた数字になるかどうかというのはちょっとわかりません。

**○鳥飼委員** 90億だけは確実ですね、補正ですから。わかりました。

それと、支援を行っている都道府県ですけれども、県がかかわっている部分ということで、県がかかわっていない、例えば市町村単独でやっているところ、自治体がかかわっているのは300近くあったと思うんですけども、それは入っていないということでこの表を見ればいいんですね。

**○土持総合政策課長** おっしゃるとおりでございまして、市町村の概要もちょっとわからないんですが、全体で300近くの自治体は何らかの補助制度を持っているということのようでございます。

**○鳥飼委員** 都道府県がかかわっているのはこれですよということですね。

**○土持総合政策課長** はい、そういうことです。

**○榎藤委員** 従前ですとキロワット2万円、それが7万円ということですから、今回の補正予算を含めて3.5倍になる。例えば三重県の場合には家庭用の場合、1件6万円と。こういう適用を受けた場合に、通常の住宅で、説明では20万円ぐらいになるんじゃないかとかいろいろあるんですが、上げる容量にもよるので設定が難しいと思うんですが、どれぐらいになるのか。キロ

ワットとの関係が素人わかりがしにくいのでわかりやすいように。

○土持総合政策課長 通常3.5キロぐらいの家庭用をつけたときに大体220～230万かかるということのようでございます。その3.5キロに対しまして、例えば7万円の補助ということであれば22万5,000円、1割ぐらいになるのかなというふうに考えております。

○権藤委員 特別多い三重県は、それにまた6万円足されるという解釈でいいんですか。

○土持総合政策課長 国の制度が入った場合に、各県並びに市町村でやっておられる補助制度等がどう変わるかというのは、我々も予測できません。国の補助自体は県を通らない形で補助がされますので、直接これとリンクすることはないんですが、国がそういう補助制度を始めたときにほかの団体がどうされるかというのは、それぞれの団体で判断されていくのではないかとこのように考えております。

○権藤委員 そうすると、例えば220～230万の経費に対して20万ぐらいかかるというのが国の制度ですよというのはわかるんですが、三重県の場合はそれと併用してするのかしないのかというのは、具体的には制度の中身はわからないんですか。

○土持総合政策課長 ただいま申し上げましたように、三重県は間接補助でございますので、市町村の補助に対しましてこの補助をやっているということで理解していただきたいと思えます。ですから、国の制度と並列したときに、それぞれの団体の判断でどうされるかということとは決めていかれるのではないかとこのように思っています。

○西村委員長 ほかに。

○井本委員 国は、237億円かけて炭酸ガスはど

のぐらい減らせるという計算をしていますか。

○土持総合政策課長 CO<sub>2</sub>の関係ではわかりませんが、この概算要求の額で、ほぼ10万戸の世帯の発電というのを考えているということのようでございます。

○井本委員 私はそんなことは聞いておりません。どのぐらい炭酸ガスが減らせるかというのを聞いているわけです。私は国のやることは余り信用していないんです。どういう計算というのは出てこないんですか。

○土持総合政策課長 時間をいただきまして調べて回答させていただきます。

○蓬原委員 この表の滋賀県の、売電した余剰電力量に、1年目10円、2年目7円、5円と低減するんですが、これは電力会社に補助しているということですか。それとも、取りつけて売った個人に対してこれだけの分を助成しているということ。どっちなんですか。

○土持総合政策課長 これは売った個人に対しての支援でございます。

○蓬原委員 もう一つ、今、12県ということですね。これに各自治体、市町村が独自でやっているところがありますね。県がやって市町村もやっているというダブリでやっているところはあるんですか。例えば、県は2万円、市町村はそれに上乘せという形で1万円とか、ダブリでやっているところはあるんでしょうか。

○土持総合政策課長 県によっては県と市町村で別々というところがございます。

○蓬原委員 そういう場合、導入される方は当然有利になるわけですね。今そこでわかる資料の中で、例えば県が幾らで、一番マックスというか、キロワットで換算した場合、どういうようになっているのか。

○土持総合政策課長 市町村の補助の実績は、

今、持ち合わせのデータがございません。市町村数がかなり多くて個別のデータというのはございません。例えば、兵庫県が直接補助になっておりますが、兵庫の場合には、県以外に7市町ぐらいが別に補助制度を持っているようでございます。あと、直接補助でいきますと、滋賀県も1市、別に持っております。和歌山県は県だけでございます。佐賀県も県だけでございます。

**○蓬原委員** 後からの資料でいいですから、県と市町村と上乘せという形でやっている代表的なところがあれば、一番特徴的なところを2～3例教えていただくと参考になると思っています。

**○西村委員長** ほかに。

**○凶師委員** この事業を取り組まれるに当たって、県の目標の数値といたしますか、何戸を対象にしていきたいというのが県独自であるのかどうか。あと、京都は、エコポイントをつくったり、売電価格に応じて上乘せをしたり、県で若干オリジナリティーを加えるような事業に転換しているところもあるんですが、我が県としてはどのような事業の取り組み方をされる予定があるのか。

**○土持総合政策課長** 本県では、過去から、個別の補助というのを実は持っておりませんでした。国がそういう補助制度がない中で、今後本県の太陽光発電を普及させていくためには、やはり住宅用の設備といたしますか、今、本県の場合、全体の太陽光発電の92%近くは住宅用でございまして、そういったところを伸ばしていかないと、前回御説明いたしましたけれども、例のエネルギービジョンでいう太陽光発電がクリアできないのではないかとこのように考えていたところでございます。今回の国の予算要求

等を受けましてどういう対応をするかということにつきましては、今現在、我々内部で検討いたしているところでございまして、これといったものを今御提示できないわけですが、予算要求時期までに何らかの検討をしていきたいというふうに考えております。

**○凶師委員** 規模に関してもまだこれからというところでしょうか。わかりました。

**○西村委員** ほかに。井本委員の質問に対してはこの場ではなかなか返答は難しいということでしょうかね。

**○渡邊県民政策部次長** 今の井本委員の質問については、今、家庭用の電力はどこから来ているか。例えば九州電力は、水力発電、火力発電、原子力というのがあるわけです。そこから今供給されている。これを太陽光に全部したときに、その比率を出しながら、特にその中でCO<sub>2</sub>関係となりますと火力発電だろうと思うんですね、そこが家庭用でどれぐらい占めていて、そしてCO<sub>2</sub>がどれぐらい減っているか、そういう計算をしなきゃいけないと思います。これについては宿題ということをお願いしたいと思います。

**○西村委員長** よろしく願いいたします。ほかに。

**○押川委員** 先ほどから各県の説明をされていたんですが、宮崎県としてこのことを受けてどう対応されようとおられるのか、考え方があれば聞かせていただきたいと思います。基本戦略です。

**○丸山県民政策部長** 今、総合政策課長も触れましたように、県は16年に新エネルギービジョンをつくっておりますので、太陽光と天然ガスとバイオマス、この3つを中心に新エネルギーとして取り組んでいくという基本方針がござい

ます。その中で、知事も議会で答弁しましたように、「太陽と緑の国」だったんですけれども、自然の太陽というよりも、むしろ太陽光を利用して新しい環境産業をつくっていくんだということを申し上げておりますので、基本的にそういう方向で太陽光発電に取り組んでいくということは、既定の方針でございます。

それで、今一番大きい太陽光発電は、九州では、大牟田の火力発電所跡地に九州電力が3メガを、2010年度だと思ったんですが、予定しています。3メガということは、1メガが1,000キロワットですので、3,000キロワットですね。2010年度から3メガの発電をするという計画を立てております。全国的には、堺に関西電力とシャープさんが2カ所で合計28メガを計画されております。これがたしか平成23年度には設置が終わって発電できるという話を伺っております。ですから、県としては、知事もああいうふうに申し上げておりますので、メガワット級の太陽光発電を誘致できればいいなということで、そういう段取りをどうしたらいいのか、今、内部で検討しております。

それと、もう一つは、今現在、説明しました個人の住宅用の施設に対して何らかの手だてができないか。これは財政的に厳しい面がありますので、財政当局との話し合いもあります。先ほど課長も申し上げたように、これは来年度予算に向けての検討課題です。

それと、3番目として、例えば太陽電池等の産業を宮崎県に今以上に、昭和シェルとかありますけれども、もうちょっと産学官連携がとれて産業集積を図れないかとか、そういうことも研究課題として部内で検討しているところです。その3つが大きな今の取り組みとか検討中の状況であります。以上であります。

○押川委員 大体わかりましたけれども、それは年度内ぐらいにある程度の方向が出るのか、あるいは発電としての利用まで含んでやっているかとされているのか、あわせてわかる範囲で結構です。発電だけの目的はあるのかないのか。先ほど凶師委員は家庭の補助を言われたんですが、発電としての考え方はあるのかないのか。太陽光を使った発電としての考え方があるのかないのか。そこもあればあわせて。宮崎県の発電としての太陽光あたりの導入をされるのかされないのかというそこ辺あたりまで議論をされるのかされないのか。

○丸山県民政策部長 新エネルギーに対して基本的に取り組んでいくという方向ですから、当然メガ級の発電所の誘致も頭にあります。

○井本委員 それもあわせて、どのくらい炭酸ガスが削減できるのか。目的と手段を間違ってしまうことがよくあるんですよ。手段のために金ばかり使って、結局目的はどうなっているのかと。その辺はしっかり定めながら事業をせんと、何のための、環境をよくするためじゃなくて……。太陽光発電も導入のころはどうしたってコストはかかるだろうと。静摩擦というか、何でも静摩擦は大きいですから。それがだんだん動くうちに、動摩擦がかかってくるうちにほとんどエネルギーがかからんようになってきて非常にコストが安くなるということは、どんな事業でもありますから、最初のうちはこんなに金がかかるから入力の方のエネルギーは高いと、しかし、将来的に見れば出力のエネルギーもそれよりもっと大きくなりますよということであるなら、それもいいじゃないかと思うんですけど、果たしてどのくらい炭酸ガスが減られるのかもわからなくて、太陽光だからいいと、それは手段と目的を取り違えているんじゃない

ですかという気がするものだから。今までのところ本当にうまくいっているのか、何カ所かやっていると聞いて。本当に炭酸ガスは減らせているのか。単に太陽光だから、クリーンエネルギーだからと。クリーンエネルギーを使うまでにダーティーエネルギーを使っているわけだから、その辺のことをぴしっと精査しながら進めたいかんとおもいます。

**○丸山県民政策部長** 二酸化炭素の排出量ですけども、今、私が押川委員に答弁しました大牟田の3メガですね、これが発電を始めますと、1,300トンの二酸化炭素の削減効果があるということです。3メガで1,300トン。委員のおっしゃったことは精査して報告させていただきます。とりあえず参考程度に。

**○井本委員** 出たやつを言うんじゃないくて、それをつくるまでにかかっているわけだから、それを計算しなさいということを行っているわけです。

**○西村委員長** ほかに質疑はございませんか。

**○川添委員** 本県で一時期太陽光発電ブームがあったと思うんですけども、今設置されている家庭用の太陽光発電設備の設置状況というか、普及状況はどれぐらいなのでしょう。

**○丸山県民政策部長** これは19年度末の数字ですが、九州産業経済局が出した資料で、宮崎県は、19年度末までの累計が9,700軒になっています。これを1,000世帯当たりの軒数に直すと19.8という数字が出てきます。1,000世帯当たり19.8軒でしょうか、20軒ぐらいの普及率ということです。ちなみに1位は佐賀県です。佐賀県が1,000世帯当たりの設置軒数が22.1です。そんな状況になっています。

**○川添委員** ということは、普及率としては2%ですね、現在2%の普及状況、これを今後ど

うやって広めていくかと、今対策を練られているということですね。それで、230万ぐらいの投資で、1割の約22万の助成の可能性があるのではないかというお話ですけれども、1割助成していただいて、自己資金なり融資を組んで投資するわけですが、回収年数というのはどれぐらいかかると。

**○丸山県民政策部長** 現状で、今先ほど説明したように230万円ぐらいかかりますけれども、今、九電さんが買ってくれる値段が1キロ当たり25円です。コストが46～47円かかっているんです。半分以下ですから、設備を回収するには20年から25年と今のところ言われております。

**○川添委員** 20年から25年ということで、回収年数がちょっと長いのかなと。これを何とか1割から2割ぐらいに助成が受けられて、願わくば10年そこそこぐらいで回収できるぐらいあると、家庭も積極的に取り組みやすいんじゃないかとおもいます。

**○丸山県民政策部長** 今の川添委員の話ですけども、国は、2020年度に今の普及の10倍程度、2030年に40倍程度に普及させるという目標を定めております。その中で出てきた話が、3～4年後にはコストを半額までぐらいにするというような言い方を国のほうとしてはされています。半額というと100万ちょっとぐらいになりますので、こういう助成制度とかみ合わせれば、一般家庭の普及率はかなり高まってくるのではないかと考えております。

**○川添委員** それから融資制度ですけども、他県の場合、具体的にどういったところで融資の手続をすることになるのでしょうか。

**○土持総合政策課長** その県と契約のある金融機関で実施をしておるようでございます。

○川添委員 これを見ますと、二世帯とか一世帯とか住宅の大きさによって投資額も違ってくると思うんです。融資限度額も違えば、金利も若干違う。山口県のように500万借りて1.9%台があれば、京都府のように350万で2%と。償還年数も違いますけれども、そこ辺の金利の取り決めというのは銀行独自の裁量になってくるんでしょうね。

○土持総合政策課長 詳細は把握しておりませんが、一般的にこういう政策的融資につきましては、実施します県と金融機関で、どのくらいの利率にするか、金融機関が思っておる差額を県が負担するのか、そういうやり方をやりますので、それぞれで話し合っただけで決定されているというふうに考えております。

○川添委員 他県の状況などをいろいろ参考にしながら、金利負担のできるだけ少ない形で借りやすい形、そして、大型住宅、小規模住宅、いろいろ対応できるような形で、ぜひ金融機関ともいろいろ対策の中でプランをつくっていただければと思います。以上です。

○西村委員長 ほかに質疑はございませんか。  
それでは、ないようですので、これで終わりにいたします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

---

午前11時19分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。  
委員協議に移りたいと思いますが、協議事項1の10月22日から24日にかけて実施いたします県外調査であります。前回委員会で一任を受けましたので、正副委員長のほうで日程案を資料1のとおり作成しました。

簡単に御説明いたしますが、まず、22日は、

東京都にありますスーパーエコタウンを挙げております。ここでは、リサイクル・ピアにおいて建設混合廃棄物処理、リーテムにおいて電子機器・情報機器廃棄物リサイクルの現状等について、説明と工場の見学をさせていただく予定です。

それから、23日になりますが、太田市役所、Pal Town城西の杜、NEDOを挙げております。太田市役所では、太陽光発電システム奨励金及び市が計画しております次世代エネルギーパークの話を伺いまして、その後、太陽光発電を設置した戸建て住宅団地、Pal Town城西の杜を見学する予定にしております。NEDOでは、新エネルギー導入促進に向けた計画について説明を受ける予定です。

最終日24日になりますが、大阪エコタウンにあります関西再資源ネットワーク、バイオエタノール・ジャパン・関西を調査先として挙げております。関西再資源ネットワークでは、食品・木質系廃棄物リサイクル工程を見学させていただく予定です。それから、バイオエタノール・ジャパン・関西は、世界で初めて木質系の廃棄物を有効活用し、燃料用エタノールを製造しておりますので、その製造過程や今後の計画等についてお話を伺いたく、工場を見学させていただく予定です。非常に申し込みが多く、見学は難しいと言われておりましたが、優秀な書記の方のおかげで何とか見学が可能になりました。貴重な機会でありますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

以上が日程の詳細であります。調査日が迫っておりますので、この行程で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○黒木党市委員 これでいいんですけれども、わざわざ神奈川に行ってまた東京まで戻るんで

すか。宿泊は2日とも東京になっているが。

○西村委員長 NEDOは川崎ですから、東京とは川を渡った向こうぐらいで、新幹線がとまる一番近い駅が品川駅ですので、次の日は品川から乗っていきたいと思っております。

○黒木覚市委員 2日とも宿泊場所は同じですか。

○西村委員長 別です。22日は、次の日に浅草から出発しますので、東京都の東側の浅草周辺に泊まって、23日は、新幹線に乗りやすい東京都の西側のほうに。

以上でよろしいでしょうか。諸般の事情等により若干の変更が出てくることあるかもしれませんが、正副委員長に対しましてその点は御一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 なお、後ほど書記が出欠につきまして確認いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、次回委員会での執行部への説明及び資料要求について何か御意見や御要望はございますか。

○井本委員 建設リサイクルも出てきたんだけど、リサイクル三法の中でこれは実は一番簡単なんですね。こんな簡単なものじゃなくて、家電リサイクルなんか今随分問題になっているんですね。これなんかもうちょっと報告を受けてみたいと。テレビなんかほとんど途上国に売り払っているといううわさがある。そして、大体あんなものがリサイクルに適するのでしょうか。分解して何に使うんですか。

○西村委員長 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時30分再開

○西村委員長 再開いたします。

今、委員のほうから、リサイクル三法の建設部門を除いた部分等について意見が上がりました。そのほか何かございませんか。資料要求ではなくて次回委員会での執行部の説明ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、最後になりますが、そのほか委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、ないようですので、今後の日程について確認を含めて申し上げます。10月22日からの県外調査となりますので、よろしく願いいたします。次回の委員会は、11月上旬、今のところ事務局案では11月5日（水）を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時30分閉会